

人権方針

私たちは、事業を行うすべての過程で、直接または間接的に人権に影響を及ぼす可能性があることを認識し、ビジネスに関わるすべての人の人権を尊重し、持続可能な社会の発展に貢献するために、第一稀元素化学工業グループ（以下、当社グループ）の人権方針（以下、本方針）をここに定めます。

当社グループの経営理念である「価値あるもの」「価値ある人生」「価値ある職場」の実践には、人権の尊重が不可欠です。当社グループで働く役員および従業員は、人権への負の影響を引き起こすことがないように、人権尊重の取り組みを推進していきます。

1. 適用範囲

本方針は、当社グループの役員と全従業員（正社員・契約社員・派遣社員を含むすべての社員）に対し適用します。また、当社グループの製品・サービスに関係するすべてのビジネスパートナーに対しても、本方針を理解し、支持していただくよう働きかけていきます。

2. 人権に関する国際的な規範への支持

私たちは、国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」を基本として、「国際人権章典」、国際労働機関の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」等の人権に関する国際的な規範を支持し、尊重します。

3. 人権デューデリジェンスの実施

私たちは、人権デューデリジェンスの仕組みを構築し、当社グループの事業活動が人権に対して及ぼす負の影響を特定し、その未然防止または軽減に努めます。

4. 是正・救済

私たちの事業活動が、人権への負の影響を引き起こしたことが明らかになった場合、あるいは負の影響を生じる可能性がある場合には、是正するように対応し、人権尊重の責任を果たします。また取引関係者などを通じた負の影響への関与が明らかになった場合には、対話と適切な手続きを通じてその救済に取り組みます。

5. 教育・研修

私たちは、本方針がすべての事業活動に組み込まれ、効果的に実行されるよう、役員と全従業員に対し、適切な教育・研修を行います。

6. 情報提供

私たちは、本方針に関する説明責任を果たすために、人権尊重の取り組みについて、適切な情報提供を行います。

2021年10月21日 制定
第一稀元素化学工業株式会社
代表取締役社長執行役員
國部 洋